

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

日本フローリング工業会

第一 目的

本実施要領は、日本フローリング工業会（以下「団体」という）が平成24年7月13日に作成し、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」（以下「行動規範」という。）に規定する「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

1 林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示された、森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

2 認定は団体の会員を対象とし、会員でないものの認定についての事項は必要があれば別途定める。

第三 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請

認定を受けようとする事業者は、【別記1】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を団体に提出しなければならない。

第四 審査及びその結果の通知

1 団体は、認定のため会長が指名する審査員で構成される審査委員会を設け、審査委員会が認定の可否を決定するものとする。

2 審査委員会は、提出された「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、第五（発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件）及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。

3 団体は、認定に係る審査の結果を申請者に通知するものとする。

第五 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

（分別管理）

① 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスを分別して保管することが可能な場所を有していること。

② 入出荷、加工、保管の各段階において間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスとが混在しないよう分別

管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

③ 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。

④ 関係書類(証明書を含む。)を5年間保存することとしていること。

(責任者の選任)

⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

第六 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書の交付及び公表

1 団体は、認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)に対して、【別記2】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書」(2において「事業者認定書」という。)を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を当団体のホームページ等に公表するものとする。

2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

第七 証明事項の記載

1 認定事業者は、一般木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び一般木質バイオマスと記載し、出荷先へ引き渡すものとする。

2 なお、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、【別記3】とする。

第八 取扱実績報告及び公表

1 認定事業者は、【別記4】で定める「一般木質バイオマスの取扱実績報告」により、一般木質バイオマスの取扱い等に係る前年度分の実績を毎年5月末までに、団体へ報告する。

2 団体は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立入検査

団体は、必要に応じて、認定事業者による発電利用に供する木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、団体から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど当団体に協力しなければならない。

第十 認定事業者の取消し

1 団体は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を団体のホームページ等に公表するものとする。

① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。

② 認定事業者から認定の取消しの申請があったとき。

③ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。

2 団体は、認定を取り消したときは、【別記5】で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第十一 発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定の継続

認定の継続を希望する認定事業者は、有効期間の満了する1ヶ月前までに、【別記6】で定める「発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定申請書（継続）」を団体に提出しなければならない。

附則 本実施要領は、平成24年7月13日から施行する。

【別記1】（事業者認定申請書の様式）

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

平成 年 月 日

日本フローリング工業会 殿

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

貴団体の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数：
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量：（別添：適宜作成）
- 3 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況：（別添：適宜作成）
- 4 分別管理及び書類管理の方針：（別添1）

【別添 1】

分別管理及び書類管理方針書

〇〇 事 業 者
平成 年 月 日作成

本方針書は、日本フローリング工業会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範（平成24年7月13日）」を受け、一般木質バイオマスであると証明された木材の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社フローリング工場において、製材品等を原料として製造するチップ等の取扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・分別管理を適切に行うため、〇〇〇〇（氏名）を分別管理責任者として定める。
- ・分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

（分別管理の実施）

- ・原料の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・原料の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。
- ・チップ加工等に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとそれ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・チップ等の出荷に当たっては、一般木質バイオマスであることを確認の上、納品書に記載する。
- ・製品の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスを原料として製造したチップ等と、それ以外の木材を原料として製造したチップ等が混在しないように、それぞれの保管場所をテープや標識等により明示する。

（書類管理）

- ・分別管理責任者は、一般木質バイオマスの木材消費量及び製品生産量を実績報告として取りまとめる。
- ・間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書、納品書及び管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。

以上

【別記2】（事業者認定書の様式）

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書

平成 年 月 日

殿

日本フローリング工業会

平成 年 月 日付けで申請のありました発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請について、日本フローリング工業会の事業者認定実施要領に基づき、下記のとおり認定します。

記

団体認定番号：

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

認定の有効期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日

（注）申請内容に変更があった場合は届け出てください。

【別記3】（一般木質バイオマスの証明書の様式）

平成 年 月 日

発電用チップに係る一般木質バイオマス証明

○ ○ 殿
(販売先)

○ ○ 事業者

認 定 番 号

下記の物件は、全て一般木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 樹種（使用した木材の全ての樹種名を記入）
2. 数量（販売総数を記入）

注 なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（一般木質バイオマスであること、認定番号等）を追加記載することで証明書とすることも可能です。

【別記4】（一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告の様式）

平成 年 月 日

日本フローリング工業会 殿

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

団体認定番号：

一般木質バイオマスであることが証明された木材の取扱実績報告

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八の規定に基づき、下記のとおり一般木質バイオマスの取扱実績を報告します。

記

1. 期間	平成 年 4 月 1 日～ 平成 年 3 月 3 1 日
2. 木材の取扱量（総数）	原料入荷量 m ³ チップ等出荷量 m ³
3. 2. のうち、一般木質バイオマスであると証明されたもの	原料入荷量 m ³ チップ等出荷量 m ³

【別記5】（認定取消通知書の様式）

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定取消通知書

平成 年 月 日

殿

日本フローリング工業会

貴事業者については、平成 年 月 日付けで認定事業者として認定しましたが、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定要領第十の規定に基づき、〇年〇月〇日付けでその認定を取り消したので通知します。

記

- 1 団体認定番号 :
- 2 事業者の名称 :
- 3 代表者の氏名 :
- 4 事業者の所在地 :
- 5 取消の理由

【別記 6】（事業者認定申請書（継続）の様式）

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書（継続）

平成 年 月 日

日本フローリング工業会 殿

（申請者）

事業者の所在地：

事業者の名称：

代表者の氏名：

認定番号：

貴団体の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を継続して行いたいので、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 創業年、従業員数
- 2 取り扱う木材・木材製品の主要品目、年間取扱数量
- 3 過去3年間の発電利用に供する木質バイオマスの取扱実績量
- 4 事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況
- 5 分別管理及び書類管理の方針